

農村地域防災減災事業実施要綱

平成25年 2月26日付け 24農振第2114号
最終改正 平成31年 3月29日付け 30農振第3110号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

我が国は、年間を通して降雨が多く、台風の常襲地帯である。また、地殻の境界及びその周辺に位置し、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされているなど、災害の発生しやすい条件にある。近年、集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発している。

こうした地域において、効果的な防災・減災対策を講じるためには、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することが重要である。

このため、本事業により総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進することとする。

第2 定義

本事業において、「団体」とは、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう。

また、本事業のうち、都道府県が行うものを「県営事業」、団体が行うものを「団体営事業」とそれぞれいう。

第3 事業内容

本事業の事業内容は、地域の防災・減災対策に必要な次に掲げるものとする。

1 調査計画事業

別表1の区分の欄のIに掲げる事業を実施するもの

2 整備事業

別表 1 の区分の欄のⅡに掲げる事業を実施するもの

3 体制整備事業

別表 1 の区分の欄のⅢに掲げる事業を実施するもの

第 4 事業の実施区域

本事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号に定める農用地区域内の区域とする。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるもの、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うもの又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき実施するものについては、この限りでない。

第 5 事業実施主体

都道府県又は団体のうち、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定めるものとする。

第 6 農村地域防災減災総合計画等

- 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするとき又は団体が事業の実施を希望するときは、地域における防災減災の総合的な対策計画を定めた農村地域防災減災総合計画(以下「総合計画」という。)を農村振興局長が別に定める様式により作成するものとする。ただし、総合計画の作成のための事業として農村振興局長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 2 市町村長は、本事業を実施しようとするとき又は団体が事業の実施を希望するときは、総合計画に即して、地域における防災減災の推進計画を定めた農村地域防災減災推進計画(以下「推進計画」という。)を農村振興局長が別に定める様式により作成するものとする。ただし、推進計画の作成のための事業として農村振興局長が別に定めるものについては、この限りでない。

第 7 事業の実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 別表 1 に掲げる事業について農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。
- 2 第 3 の 2 又は 3 の事業にあつては、第 6 の総合計画又は推進計画に位置付けられた事業であること。

第 8 事業の実施

- 1 都道府県知事は、県営事業を実施しようとするとき又は団体から団体営事業を実施したい旨の申請があつたときは、農村振興局長が別に定める場合を除き当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、農村振興局長が別に定める様式による事業採択申請書、総合計画、推進計画(第 6 の 2 により市町村長が作成した場合)、事業計画概要一覧表(2以上の事業を併せ行う場合に限る。)、事業計画概要書(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき行う場合に限る。)及び農村振興局長が別に定める書

類を、地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。））を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））に提出するものとする。

- 2 地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）は、1により提出された事業採択申請書及び事業計画概要書を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、都府県知事（北海道にあつては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に農村振興局長が別に定める様式による採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。
- 3 地すべり等防止法に基づき実施する県営事業（地すべり防止施設の長寿命化に資する事業を除く。）にあつては、都道府県知事は2により通知を受けたときは、農村振興局長が別に定める様式による実施計画書を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出し、その承認を受けるものとする。

第9 事業計画の変更

- 1 都道府県知事は、土地改良法に基づき実施する県営事業の計画変更については、補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて（平成12年11月30日付け12構改C第704号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。
- 2 団体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。
 - (1) 事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更
 - ア 事業の施行に係る地域の変更であつて、これに伴う受益面積の増減が10パーセント以上となるもの
 - イ 事業別目的面積の増減が20パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動（それぞれの増減が受益面積全体の10パーセントに満たないものを除く。）
 - (2) 主要工事計画について、土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるものを定める件（平成18年9月25日農林水産省告示第1272号。以下「告示」という。）第1号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更
 - (3) 事業費であつて、告示第3号に規定されているものについての変更
- 3 都道府県知事は、地すべり等防止法に基づき実施する県営事業の実施計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、地方農政局長等に報告するものとする。
 - (1) 主要な工事又は施設の種類の、位置及び規模の著しい変更
 - (2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の増減
- 4 団体は、地すべり等防止法に基づき実施する団体営事業の事業計画について変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

- 5 都道府県知事は、1に定める変更以外の変更であって、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、農村振興局長が別に定めるところにより、その旨を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告しなければならない。
- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業実施区域の大幅な変更
 - (3) 事業内容の変更
 - (4) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の30パーセント以上の増減（調査計画事業にあっては、10パーセント以上の増減。）
 - (5) 農村振興局長が別に定める場合
- 6 団体は、2に定める変更以外の変更であって、5の(1)から(5)のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 7 都道府県知事は、2及び6の規定により、団体営事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）にその旨を報告するものとする。
- 8 団体が地すべり等防止法に基づき実施する団体営事業の事業計画の変更内容が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事は地方農政局長等に報告するものとする。
- (1) 事業施行地域の変更であって、事業目的別面積が、おおむね10パーセント以上の増減をするもの
 - (2) 主要工事計画の変更であって、主要施設の追加若しくは廃止、又はこれらの施設の種類、位置及び規模の変更
 - (3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10パーセント以上の増減

第10 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に要する経費のうち別記に掲げる経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。

第11 その他

本事業の実施は、土地改良法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱及び農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 平成24年度における事業採択申請書等の提出期限は、第8の1の規定にかかわらず、平成25年3月15日までとする。
- 3 平成25年度における事業採択申請書等の提出期限は、第8の1の規定にかかわらず、平成25年10月末日までとする。
- 4 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に

関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙12（農地防災事業に係る運用）、別紙13（農地防災事業に係る取扱い）及び別紙16（水質保全対策事業に係る運用）に基づき事業を実施している地区の取扱いについては、本事業に移行されたものとみなす。

- 5 平成25年度補正予算（第1号）における事業採択申請書等の提出期限は、第8の1及び附則3の規定にかかわらず、平成26年3月17日までとする。
- 6 平成26年度における事業採択申請書等の提出期限は、第8の1の規定にかかわらず、平成26年10月末日までとする。
- 7 平成27年度採択を希望し、平成26年11月末日までに事業採択申請書等を提出した地区であって、平成26年度補正予算（第1号）における採択を希望する地区については、第8の事業採択申請書等を提出したものとみなす。
- 8 平成28年度採択を希望し、平成27年11月末日までに事業採択申請書等を提出した地区であって、平成27年度補正予算（第1号）における採択を希望する地区については、第8の事業採択申請書等を提出したものとみなす。
- 9 平成29年度採択を希望し、平成28年11月末日までに事業採択申請書等を提出した地区であって、平成28年度補正予算（第3号）における採択を希望する地区については、第8の事業採択申請書等を提出したものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知）第2の4の農地防災事業、震災対策農業水利施設整備事業実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1910号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業、公害防除特別土地改良事業実施要綱（昭和47年1月11日付け46農地D第808号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業並びに農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年3月8日付け42農地D第24号農林水産事務次官依命通知）第5及び第8の地すべり対策事業を実施している地区の取扱いについて、これらの事業が総合計画又は推進計画に位置付けられた場合には、本事業に移行するものとする。
- 3 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱第2の4の農地防災事業及び震災対策農業水利施設整備事業実施要綱に基づく事業について、平成26年度採択を希望し、平成25年11月末日までに事業採択申請書等を提出した地区については、第8の事業採択申請書等を提出したものとみなす。
- 4 農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱第5及び第8の地すべり対策事業について、平成26年度採択を希望し、工事実施申請書等を提出した地区については、第8の事業採択申請書等を提出したものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成27年度における事業採択申請書等の提出期限は、第8の1の規定にかかわらず、平成27年10月末日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度採択を希望する地区における事業採択申請書等の提出期限は、第8の1の規定にかかわらず、平成28年10月末日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

区 分	事 業 区 分	事 業 内 容
I 調査計画 事業	(1) 調査計画事業	地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画の策定等
II 整備事業	(1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備	災害発生のおそれのある用排水施設等の整備 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備
III 体制整備 事業	(1) ため池緊急防災環境整備事業 (2) ため池群管理体制整備事業	ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等 複数のため池を対象に行う管理体制の見直し

別記

第1 調査計画事業

調査・調整費

- 1 賃金
- 2 報償費
- 3 旅費
- 4 需用費
- 5 役務費
- 6 委託料
- 7 使用料及び賃貸料
- 8 備品購入費
- 9 技術員手当等
- 10 共済費
- 11 補償費
- 12 資材購入費
- 13 機械賃料

第2 整備事業

工事費

- 1 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
- 2 測量設計費
- 3 用地費及び補償費
- 4 船舶機械器具費
- 5 換地費
- 6 システム整備費（農村振興局長が別に定める事業に限る。）
- 7 実施設計費
- 8 促進費（農村振興局長が別に定める事業に限る。）
- 9 技術指導費（農村振興局長が別に定める事業に限る。）

第3 体制整備事業

調査・調整費

第1に準じる。

工事費

第2に準じる。